路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号及び四十七号	宮城県黒川郡富谷町富谷字源内六三番二から同町富谷字源内一一番一まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年八月三十一日

○関東地方整備局告示第二百七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月三十一日　関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十一号	四街道市南波佐間字笹目沢三九〇番一から同市南波佐間字笹目沢三七七番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年八月三十一日

○関東地方整備局告示第二百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月三十一日　関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道　五十一号	四街道市南波佐間字笹目沢三九〇番一から同市南波佐間字笹目沢三七七番二地先まで	関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年九月一日

○関東地方整備局告示第二百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十八年八月三十一日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画公園事業第五・七・二十一号和田堀公園

三　事業施行期間　自平成二十八年八月三十一日至平成三十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都杉並区大宮一丁目、大宮二丁目、松ノ木一丁目、松ノ木二丁目及び堀ノ内一丁目地内

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都杉並区大宮一丁目、大宮二丁目、松ノ木一丁目、松ノ木二丁目及び堀ノ内一丁目地内

○中部地方整備局告示第九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月三十一日　中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
三島市塚原新田字舟ヶ久保一七六番一から沼津市原字女鹿塚二九二九番一まで	前	A 一四・〇〇～一七・五〇 B 一〇・五〇～三四・七〇	一・六八〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 一四・〇〇～一七・五〇 B 一〇・五〇～三四・七〇	一・六八〇	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月三十一日　四国地方整備局長　名波　義昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
高知県幡多郡黒潮町拳ノ川字丸松二一六六番一から同町佐賀字記念地二二四〇番一まで	前	A 九・五〇～七二・五〇 B・C 三二・七〇～二八三・四〇	七・六一四 一・二四五	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 九・五〇～七二・五〇 B・C・D 一二・二〇～二八三・四〇	七・六一四 六・二八五	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月三十一日　四国地方整備局長　名波　義昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十三号	高知県吾川郡いの町大内字ウツシリ一八六番一から同町大内字ハイバラ三四六七番一まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年八月三十一日